

議案第 67 号

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 21 日提出

清水町長 阿 部 一 男

## 清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

清水町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の一部を次のとおり変更する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保（2）その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。中、「道路舗装改修事業（道路4,770m）」を「道路舗装改修事業（道路5,270m）」に、「道路改築事業（道路200m）」を「道路改築事業（道路233m）」に、（4）公共施設等総合管理計画等との整合「インフラ系施設の管理に関する基本方針」②橋りょう中、「276橋」を「267橋」に、「平成25年3月」を「令和3年6月」に、「策定」を「改訂」に、「清水町橋梁長寿命化計画」を「清水町橋梁長寿命化修繕計画」に、「平成26年7月」を「平成30年9月」に改め、後段として次のように加える。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避する。

6 生活環境の整備（4）公共施設等総合管理計画等との整合「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」①住宅中、「公営」を「町営」に改め、②衛生処理施設中、「衛生処理は」を削り、「長寿命化計画」を「長寿命化」に改める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（4）公共施設等総合管理計画等との整合「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」②子育て支援施設中、「次世代育成支援行動計画」を「子ども子育て支援事業計画」に、「策定」を「実施を」に改める。

9 教育の振興（2）その対策 ア 小中学校等の施設、設備、環境の整備を図る。中、「学校施設改修事業（3校）」を「学校施設改修事業（4校）」に、（4）公共施設等総合管理計画等との整合「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」②教職員住宅中、後段を削る。

10 集落の整備（4）公共施設等総合管理計画等との整合「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」①地域集会所中、「複合化等を図っていく」を「長寿命化を図る」に改め、「他の社会教育施設においても、」を削る。